

【資料(2)－21－1】

境の整備などによる教育の再生でございます。

これらの基本施策を着実に推進することにより、安定した都市経営のもと、門真ブランドを確立し、都市間競争に打ち勝つだけの魅力を持ち、住み続けたくなる門真へと進めてまいりたいと考えております。これから約3年間は、苦しい財政危機のトンネルを通過することとなります。極めて厳しい状況ではありますが、さきに申し上げました事態打開への対応策に全力を挙げて取り組み、これを抜け切れば、徐々に、かつ確実に財政の健全化が図られるものと予測しておりますので、何とぞ御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大本郁夫君） これで佐藤親太君の質問を終わります。

次に、5番戸田久和君を指名いたします。戸田久和君。

〔5番戸田久和君登壇〕

【質問】

◆5番（戸田久和君） 5番無所属・鮮烈左翼の戸田です。2007年最後の本会議質問を行います。

1、第2京阪道路問題の重要事項研修をすべきことについて。

第2京阪工事の騒音・振動問題で、下島頭の住民から相談を受けて、10月23日に事業者、工事責任者と市、被害住民と自治会長及び私による協議が持たれましたが、そのときに事業者の浪速国道が実は測定器設置をサボタージュして設置していなかったという悪質な約束違反が明らかになりました。ところが、市側のだれもこれに怒りを持たず、約束違反であるという指摘すらしませんでした。

また、第2京阪の騒音・振動に対処する環境事業部環境対策課の職員は、前の週に被害住民の怒りの声を聞いたばかりなのに、私からこの事実を聞いて即座に、測定器がなかったんじゃないですかね、予算措置が間に合わないときもありますからね、との言葉を発するような、およそ正義感のかけらもない事業者べったり感覚のありさまでしたが、こういう感覚で住民対処していたことも判明しました。

市の職員研修とか人材育成とかに重大な欠陥があることが明白です。これから第2京阪の工事と開通によって、隣接住民との諸問題が長期にわたって発生することが予測される現在、市は第2京阪公害対策への真剣味の今までの弱さを早急に改善して体制を整備すべきであり、とりあえず最低限、第2京阪にかかる建設部と環境事業部の職員に対して、事業者と市や住民との協議経過や合意事項、議会での確認などの重要事項集を作成し、研修を確実にするべきです。その準備はどうなっているのか、市の見解と進捗状況を問います。

次、当初通告していた第2項目めの選挙管理委員会選挙の不条理さについてが、行政当局の管轄外事項で不適切であるとの議長判断で質問削除となりましたので、これは飛ばします。

3、業者選定に際しての法令遵守担保の確保について問います。

06年に強行されたルミエールホールなど5施設群10施設の指定管理者への選定に当たって、必須記載事項である労働条件の記載がないものが申請23団体のうち22団体もある等の明白な書類不備があったのに、各選定委員会は何ら問題とせず容認したまま選定作業を進めました。これは市が定めた条例及び施行規則と募集要項に違反した不正、不適切なものであり、議会では私の指摘と反対を与党議員の賛成多数で押し切って選定結果を可決させてしましましたが、今後は絶対に繰り返してはならないことです。

市は、指定管理や運営委託に当たる業者、団体の法令遵守についてのチェック体制、その機能を十分に持たなければなりません。そのための一環として、指定管理や運営委託、民間委託に当たる業者、団体の就業規則も提出させて手元に置くべきです。

具体としては、昨年決定の指定管理者、既に実施している民間委託の学校給食調理業務や児童クラブ、これから民間委託で実施しようとする児童クラブや学校給食調理、そして民間委託の保育園などの場合は、応募団体から就業規則を市が入手してください。就業規則は法によって作業所単位で備えつけて従業員に明示し、たやすく見れるようにしておかなければならぬと定めているのですが、市も持っておくことによって何か起きたときの判断の土台となります。

また、直営時代の労働者に移行あっせんをするという場合に、業者の応募段階からこれを市が入手して、その業者の労働条件を具体的に把握し、労働者に提示できなければ無責任とのそしりは免れません。市の見解を述べてください。

次、4、補助金団体役員の住民登録問題と市の裁量について。

門真市青少年育成協議会連合会の会長にここ10年間ついていた方が、実は他市に住んでいるのに門真市に住民登録をするという法令違反をしていたという問題を私が暴き出し、府や門真市に告発しましたが、法令違反は改善されたのかどうか。

また、この会長は毎年11月に盛大に行われる門真市青少年非行防止市民決起大会の呼びかけ者でもあるのに、市からの住所の問い合わせに2回も虚偽の回答をしているのですが、こういった法規範意識の薄い実態について、市は何

長さんはおっしゃっていますが、それはどうなのか。例えば、2000年度と2006年度を比べて、総額や1園平均金額などはどうか。

14、補助金見直しとは、現在具体的にはどういうものか。この見直しによって、従来よりも補助金を減らされる園はあるのか。

15、9月25日に民間9園で構成する門真市民間保育園協議会から出された民間保育園への助成に関する要望書では、民間保育園からの悲鳴と言ってよいほどの状況が切々と訴えられています。市は、この民間保育園協議会とどのように対話をしたり協議をしてきてているのか。9・25要望文書に対して文書回答はしたか。今後、文書での回答を求められたら、当然各項目ごとに文書回答すべきと思うが、どうか。

16、9・25要望書の中に、運営費の単価が8時間から11時間と解釈を変えられて、我々民間保育園は大きな混乱の中になります。医療専門技術を持たない保育士では絶えず不安と隣り合わせ、公立同様、看護師の配置に対する人件費補助を。障害者手帳及び手当を支給されている園児は、障害児保育対策補助金の対象にならず、十分な障害児保育が行われていない。公立保育所同様に障害児に対する加配の人件費をなどとあるが、これらについて市はどのように対応しようとしているか。

17、同じく9・25要望書の中に、現在の民間保育園は、経営的な問題から十分な職員を確保することが困難な状態にあり、研修に行きたくても行けないという園もある。職員有給休暇を取得するにも支障を來しているなどとあるが、実情はどうか。市はどのように対応しているのか、答えてください。残り1分40秒です。

○議長（大本郁夫君） これより理事者の答弁を求めます。野口行財政改革推進部長。

〔行財政改革推進部長野口富和君登壇〕

【答弁】

○行財政改革推進部長（野口富和君） 戸田議員御質問のうち、業者選定に際しての法令遵守担保の確保について私より答弁いたします。

指定管理者制度に係る指定申請書の取り扱いについてであります。施設を所管する関係課に対して、申請時における必要事項の記載内容の確認について徹底を図り、今後におきまして、関係条例等に基づく適正な事務執行を行い、制度の充実を図ってまいりたいと考えております。

指定管理者に対する就業規則の取り扱いにつきましては、関係課との調整を踏まえながら、取り寄せるよう努めてまいります。

運営委託などの業務委託におきましては、業務内容や業者規模などによりさまざまなケースがありますことから、その取り扱いにつきましては、今後それぞれの委託内容等に応じてその必要性を検討してまいります。

○議長（大本郁夫君） 柏木市民生活部長。

〔市民生活部長（併任）農業委員会事務局長柏木廉夫君登壇〕

◎市民生活部長〔併任〕農業委員会事務局長（柏木廉夫君） 戸田議員御質問の補助金団体役員の住民登録問題と市の裁量についてのうち、格段の事情が認められる人の住所について御答弁申し上げます。

まず、住所の定義ですが、民法では、各人の生活の本拠をその人の住所とするとしており、地方自治法上の住民の意義は、第10条第1項において、市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とすると規定をしております。また、住民基本台帳制度が住民による届け出を基礎としていることから、法は住民の居住意思を重視して制度を設けております。こうしたことの根拠は、憲法第22条において居住・移転の自由を保障しており、人はだれでも自由に住所を決めることができることとされております。

よって住所認定に当たっては、ある場所が客観的に生活の本拠たる実態を具備しているか否かによって住所が決められるものであると考えております。御質問のケースにおきましては、市として住所の認定につきましては、人権尊重、法秩序維持の立場で、届け出本人に生活の本拠地等の実情を十分にお聞きした上で判断してまいりたいと考えておりますので、何とぞよろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大本郁夫君） 北村健康福祉部部長。

〔健康福祉部部長兼福祉事務所長北村和仁君登壇〕

◎健康福祉部部長兼福祉事務所長（北村和仁君） 戸田議員御質問のうち、保育園民営化問題と民間保育園の状況について私より御答弁申し上げます。

まず、保育園民営化問題に対し、議員各位に要望されました公立保育園保護者に対して、民営化に関する説明責任を求める要望書における市の見解等についてでございます。

初めに、民営化対象4園との説明会についてでありますが、今後とも、民営化対象各園の保護者に対しまして情報の提供に努めるとともに、意見につきま